

我が国農業を外国に譲り渡して良いか

内山雄平

この稿は、第39回全国農業教育研究会京都大会（09年8月）の基調報告を提起した拙文の一部を加筆修正したものである。

1、FTA（自由貿易協定）は何をもたらすか

WTO（世界貿易機関）農業交渉は、多国間協議で、関税削減などによる貿易の拡大、国内農業の補助金削減、輸出補助金撤廃などを通し、農産物輸出入自由化を促進する目的とすすめてきた。

昨年（08年12月）ドーハラウンドの年内合意も不調におわり、1999年以来08年7月まで決裂を繰り返し、もはや機能不全に陥っている。これを背景として2国間や地域の自由貿易を締結する動き

が加速化している。

我が国は、02年にシンガポールとのEPA（経済連携協定）を締結、メキシコとは04年3月合意、韓国、タイ、マレーシアなども交渉が進んでいる。とりわけ、今次衆議院総選挙のマニフェストで日米のFTA問題が急浮上した。

民主党マニフェストでは、当初の日米と「締結する」を、農業関係団体の批判にさらされ、「交渉を促進する」に修正し、畜産物やコメなど主要農産物については「自由化の例外とする」とした。

だが、「日米同盟に関する報告書」（第2次アーミーテリジ報告書、07年2月16日）は「コメを含むすべての部門を交渉対象として農業は米国のFTAの中心に

なれるし、なるべきである」と。アメリカはFTAの中心は農業であることを言明している。

FTAによる自由化に伴う生産縮小量は、コメで82・14%、穀物で48・03%、肉類で15・44%減少し、「日米EPA 効果と課題」日米経済協議会の委託研究レポート、08年7月）、我が国農業は壊滅的打撃を受ける。

すでに自公政権によって豪州とのEPAが、07年4月から政府間交渉を開始しているのである。農産物の重要品目の関税撤廃からの除外や再協議の措置はとりうる可能性はのこされたものの、この措置が確保されなければ日米のFTAと同様、地域経済に多大な損失を与える。

農林水産省等の試算によると、日豪EPAによる国内生産の減少額は、小麦・砂糖・乳製品・コメなど合わせて3兆円にのぼり、それによって自給率カローペースで、現在の40%から30%に落ち込むと推計している（『農業経済』07年5月）。

鈴木宣宏（東大教授）は、我が国は農業保護大国であり、手厚い価格支持政策に依存していると内外から批判されがちだが、いずれも間違いで次のように指摘

する（前掲書）。

「我が国農産物の平均関税率は12%で、輸出国である欧州連合20%、タイの35%・アルゼンチンの33%より低い。品目数で農産物の1割をしめる最重要品目を除くと、野菜3%のようになり低い。また、国内保護政策についても、コメや酪農の政府価格を世界に先んじて廃止したから、我が国の国内保護額は絶対額でもEUや米国よりはるかに小さく、農業生産額に占める割合を見ても米国と同水準である。

さらに、日本の農家1戸あたり耕地面積が1・8ヘクタールなのに対して、豪州のそれは3385ヘクタールと、実に2000倍であり、土地賦存条件に依存する食料生産には、努力では埋められない格差がある。

自給率が30%となったら、独立国家といえるだろうか」と疑問を投げかけ、国民全体に議論を呼びかけている。

2、戦後の「農地耕作者主義」を

大転換する農地法の改定

今年の農政の最大の問題は、農地法の改定である。農地法の改定は、教育基本法の改定と、近い将来、懸

念される憲法改定と共に、1945年敗戦後の新しい国づくりの根幹に触れるものである。明治維新後の近代国家形成の土台に地租改正があったように、戦後の新憲法下の国づくりの土台に農地法があった。農林省統計課長として農地改革の実務に携わった福島要一さん（日本学術会員・全国農業教育研究会会長）は何というだろうか。

第171回国会で、農地法の根幹をなす「農地は耕作者のもの」とする法律が改定された。その趣旨は「農地耕作者みずから耕作しないケースが増加し、農地の貸借を促進することによって、農地を利用するものを確保・拡大し、意欲あるものへの農地の集積を勧める必要性があり、そのため、『所有』に拘ることなく農地の適切な『利用』を図る」とした。

そして、第1条の目的「農地を耕作者みずからが所有することが最も適当」を「農地を効率的に利用するもの：権利の取得の促進」に置き換え、これまでの「耕作者」の権利を重視する法制度から、「効率的な利用が図れば」誰でもいいという考えに転換した。

耕作者主義の「地域に住んでいるみずから耕す人が農地の権利（所有権と利用権）をもつ」農地法原則の

改悪は、株式会社や外人も含めだれでも原則自由に利用できる、企業の農業参入を強め、投機的利用や地域の認定農家との競合、産業廃棄物の捨て場にも利用されるだろうことが危惧される。企業は経営が悪化すれば撤退、農地の転売にもつながる。

耕作放棄地は38万6千ヘクタール（05年農業センサス）、現状では耕作に使えない農地は28万4千ヘクタールと推計、復元困難は13万ヘクタールに及ぶ（09年4月7日、農水省初めての調査発表、「新潟日報」）。この耕作放棄地の増大と担い手の不足に対応して、意欲あるものに農地を拡げれば、放棄地が解消できるがごとくいう。果たしてそうか。

耕作放棄の最大の原因は、市場万能主義の政策―農産物の輸入自由化であり、価格保障を投げ捨て、地域農業・農村を疲弊させてきた結果ではないか。

これまで戦後の民主主義の原点の一つである農地法は、地域経済活動を支える農業経営と、農村社会の安定性を維持してきた。そして農外企業による農地の投機や買い占め、農地の他用途転用を阻止する役割を果たしてきた。

今回の改定では、自由化するのには農地の「貸借」に

限り、「所有権」については現行の規制を維持するとした。が、今後農地の「利用権」に止まらず、「所有権」の自由化に道を開くことになりはしないか。所有権の自由化は、政府の経済財政諮問会議（グローバル化改革専門調査会「第1次報告」07年5月8日）や財界の規制緩和の要求（日本経済調査協議会の提言「農政改革を実現する―世界を舞台にした農業・農政の展開をめざして」06年5月19日）である。

麻生首相の勉強会（「経済危機克服のための有識者会合」09年3月16日）で、アメリカのモルガン・スタンレー証券の経済調査部長、ロバート・フェルドマン氏は「農地法の改正と農業委員会の廃止が必要。農地の使い方を妨害しているのはこの制度。廃止すれば、農地の自由売買ができ、不動産信託ができるようになり、輸出産業もできる」と主張し（新聞「農民」09年4月20日）、我が国の農地を海外投機の対象にするといつてはばからない。

農地法改定のもう一つは、改定に伴う権利移動規制の見直しや遊休農地対策にもなつて、農業委員会の役割とその責任が非常に重くなる点である。権利移動を許可した後に、大企業が契約通りに農地を利用して

いるか、事後監視、違反転用した場合の許可取り消し、耕作放棄地パトロールの定期的な調査などである。一方で農業委員会は市町村合併によって大幅に人員が削減されている。ここにも条件整備をしない行政の意図が頭わに窺える。

3、コメ自由化と構造改革路線が生んだ汚染米

この1年間、食の偽装や輸入農産物や加工食品への毒物の混入事件に見られるように、食の安全・安心が問われ、とりわけ、汚染米は国民に大きな衝撃を与えた。

08年9月、大阪のコメ加工販売業の三笠フードによる発ガン性の強いアフラトキシンや基準値の5倍にも及ぶメタミドホスに汚染されたミニマムアクセス米の不正転用事件が発覚した。汚染米を食用と偽って酒造、米菓・和菓子のメーカーや給食・保育・病院に卸していたのである。三笠フードだけでも14府県にまたがって流通していることが明らかになった。

この汚染米の輸入・検査・流通過程においてどこに問題があったか、小池恒男（農業開発研修センター）は次のように指摘する（『農業と経済』09年4月）。

①輸出国への「積み戻し」も滅却（埋め立て・焼却）

もせず、厚労省が輸入目的を「工業用」に変更し「食品衛生法上の適用外」として関税通過を許可したこと。

②厚労省の行政検査が、トータルでみた抽出率が0・005%の検査体制であること。③輸入商社には、事故発生後も含めた保険加入や残留農薬の検査費用も農水省が負担し、政府との契約に基づくミニマム米のノルマを消化する商社と農水省のたれ合いの関係。④農水省の加工業者への立ち入り検査で、「主食用に転売することのないように精米を破碎（変形加工）して販売する」ことの確認が機能していなかったという。

こうした事態を招いたのは、貿易の自由化を拡大するWTOの農業協定を結んで「最低輸入機会」（政府は義務と称する）を受け入れ、95年以来、毎年77万トンを輸入し続けていることにある。現在、129万トンの在庫を抱え、購入、保管料（200億円）を国民が負担している。

さらに、小泉流「構造改革」の農業版―食糧法改定（03年）である。旧食糧法では、コメの流通に関わる業者は登録制で集荷・卸売り・小売りとその役割を限定し、流通ルートも決められたものが、米流通の規制を撤廃―販売業者を登録制から届け出制へ、業者の

区分も取り払い、その際、取り扱い量が20万トン以下なら届け出も不要と、政府が流通の管理責任を放棄したことがある。

内閣府が調査した世論調査（国産品と輸入品の選択に関する意識調査）によると、食料品を買うとき輸入品より国産を選ぶ人が89・0%、食料自給率を高めるべきだとする回答も93・2%を占めた（「新潟日報」08年11月16日）。

コメの輸入自由化をすすめる日本農業の崩壊と生命の危険を招く政策から、国民が望む食の安全・安心を保障する国内生産を高め、自給率を向上する農業政策に切り替えるべきである。

4、農と食と環境―地球温暖化の防止に向けて

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、09年2月「第4次報告書」において、過去100年に世界の平均気温が0・74℃上昇し、将来の食料問題や生態系に与える影響に言及し、食料生産については、平均気温の上昇が2〜3℃以上の気温上昇幅になるとすべての地域で減産を招くという。温暖化の原因である温室効果ガス排出量の抑制は、世界の共通した認識

となつてゐる。

国連は、気温上昇を産業革命以前に比べて2度未満に抑えるため、先進国は温室効果ガスの排出削減中期目標を「2020年までに90年比25〜40%」とした。

09年12月、デンマークで開催される「国連気候変動枠組条約第15回締約国会議」(COP15)に向け、麻生首相は、「05年比15%減」(90年度比8%減)と発表した。京都議定書で約束した6%減の僅か2%増に止まったことに対して、各種新聞は、「国際社会から不満の声」、「低炭素社会への足踏み」、「財界が後ろ向きでそれに政府も引きずられる」、などと報じた(09年6月11日)。

食糧輸入大国の日本は、「食料の輸入量を輸送距離でかけた『フードマイレージ』でみると、900億トン/キロメートルと世界一、フランスの9倍、ドイツの5倍、イギリスの4・7倍、アメリカの3倍と、食料の遠距離輸送は、輸送手段による温室効果ガスの排出量で地球温暖化への影響は甚大である」(佐久間智子・「環境・持続社会」研究センター、『農業と経済』07年11月)。

地産地消の循環型農業をすすめ、それを以て食料自給の基底となすべき食料主権の考えは、地球温暖化を抑制する道にもつながる筈である。

(うちやまゆうへい・全国農業教育研究会運営委員長)

キーワード (WTO, FTA, EPA, IPCC)

WTO (World Trade Organization) 世界貿易機関は、国際機関です。世界貿易の自由化を進めることを主たる機能とし、151カ国が加盟。ただし農産物の自由取引は各国の利害が対立し、ドーハラウンドで調整不能に、膠着状態が続く。

FTA (Free Trade Agreement) 自由貿易協定は、関税の障壁を取り払い、自由な貿易が実行できる約束。特に農産物はその対象になるかどうかで対立が厳しい。

EPA (Economic Partnership Agreement) 経済連携協定は、貿易にとどまらず、政府間調達、投資、人、サービスなど広範囲にわたる自由な連携を行うための約束。

IPCC (Intergovernmental Panel on Climate Change) 気候変動に関する政府間パネルは、国際的専門家で作る、地球温暖化についての科学的な研究の収集、整理のための政府間機構です。学術的な機関で、地球温暖化に関する最新の知見を評価する機能を持つ。(T)